
自動車損害賠償責任保険基準料率改定等 のお知らせ

このたび、「損害保険料率算出機構」が算出・届出を行った新たな自賠責保険の基準料率が、平成23年4月1日以降に保険期間が始まる契約より適用されることについて、「自動車損害賠償責任保険審議会」（以下、審議会）において了承する旨の答申がなされ、基準料率の変更について平成23年2月1日付官報に公示されましたのでお知らせ致します。

なお、これにより本年4月1日以降の保険始期のものについては、本年3月末までに契約した場合であっても新保険料率となりますので、継続検査等の取扱いの際に、ユーザーとトラブルにならないよう留意の程よろしくお願い致します。

自賠責保険料の改定（値上げ）につきましては、自動車関連業界として、審議会のメンバーであります「一般社団法人日本自動車会議所」及び「社団法人日本自動車連盟」等を通じて反対しておりましたが、結果的に今回の答申となりました。

また、審議会では付加保険料率（保険会社の社費、代理店手数料）の見直しについても検討され、今後、検討機関を設置し実態調査を実施するなどして、付加保険料率の見直し結果を平成25年度料率から反映する予定ですが、その詳細等情報は入手次第逐次お知らせ致します。

◆自賠責保険料の改定

自賠責保険料が改定され、基準料率全体では平均11.7%の引き上げとなります。

【実施日】

平成23年4月1日以降保険始期契約から新保険料が適用されます。

【主要車種の基準料率の例】

●保険期間：12か月（1年契約）

（単位：円、％）

車種	現行基準料率 A	改定基準料率 B	改定額 C = B - A	改定率 D = C ÷ A
自家用乗用自動車	13,850	15,110	1,260	9.1
自家用小型貨物自動車	12,250	14,190	1,940	15.8
軽自動車（検査対象車）	12,090	13,600	1,510	12.5
小型二輪自動車	9,280	9,640	360	3.9
原動機付自転車	6,960	7,280	320	4.6

●保険期間：24か月（2年契約）

（単位：円、％）

車種	現行基準料率 A	改定基準料率 B	改定額 C = B - A	改定率 D = C ÷ A
自家用乗用自動車	22,470	24,950	2,480	11.0
自家用小型貨物自動車	19,290	23,130	3,840	19.9
軽自動車（検査対象車）	18,980	21,970	2,990	15.8
小型二輪自動車	13,400	14,110	710	5.3
原動機付自転車	8,790	9,420	630	7.2

●保険期間：36か月（3年契約）

（単位：円、％）

車種	現行基準料率 A	改定基準料率 B	改定額 C = B - A	改定率 D = C ÷ A
自家用乗用自動車	30,910	34,600	3,690	11.9
自家用小型貨物自動車	-	-	-	-
軽自動車（検査対象車）	25,730	30,170	4,440	17.3
小型二輪自動車	17,450	18,500	1,050	6.0
原動機付自転車	10,580	11,520	940	8.9

※上記の値は、離島地域および沖縄県については異なります。

【出展：損害保険料率算出機構】

（注）詳しくは保険会社にお問い合わせください。